

監事監査規程

第1章 総則

(目的)

第1条

この規程は NPO 法人千葉盲ろう者友の会(以下「この当会」という。)における監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査は、法令及び定款に定めるもののほかはこの規程による。

(基本理念)

第2条

監事は、当会の機関として理事との相互信頼の下に、公正不偏の立場で監査を行うことにより、この法人の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

(職責)

第3条

監事は、理事の職務の執行又は事務局の業務の遂行を監査する。

(理事等の協力)

第4条

1 理事及び職員は、監事による法令、定款及びこの規程に定める業務の遂行に協力するものとする。

2 理事又は理事会は、監事の職務のために必要な体制の整備に留意する。

第2章 監査の実施

(監査の実施)

第5条

監事は、次に掲げる監査事項について、調査、閲覧、立会、報告の聴取等により監査を行うものとする。

(1)起案書その他の重要な文書

(2)財産の状況

(3)会計による監査の状況

(4)会計が作成した監査報告書

(5)財務諸表等

(6)その他法令、定款又は当会の規程に定める事項

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又は当会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計に対し、その監査に関する報告を求めることができる。

(会議への出席)

第6条

1 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 監事は、理事会に出席できなかつた場合には、出席した理事からその審議事項について報告を受け、又は議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。

3 監事は、理事会以外に開催される重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

第3章 報告、意見陳述等

(理事会への報告等)

第7条

監事は、理事又は職員が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

監事は、理事に対し業務の執行に当たり、当会の業務の適正かつ合理的な運営のため業務の運営又は当会の諸制度について、意見を述べることができる。

(差止請求)

第8条

監事は、理事が当会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、その行為の差止めを請求することができる。

(理事等からの報告への対応)

第9条

監事は、理事又は職員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがある、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があるとの報告を受けた場合調査等の必要な措置を講ずるものとする。

(会計方針等に関する意見)

第10条

監事は、理事が会計方針又は計算書類及びその附属明細書の記載方法を変更する場合には、あらかじめ変更の理由について報告するよう求めることができる。

2 監事は、会計方針又は計算書類及びその附属明細書の記載方法について疑義又は意見があるときは、理事に意見を述べなければならない。

第4章 監査報告

(財務諸表等の監査)

第11条

監事は、理事長から財務諸表等及び事業報告を受領しこれらの書類について監査する。

2 監事は、財務諸表等の監査に当たっては、会計と十分連携するとともに会計が作成する会計監査報告に関して監査方法と監査結果の妥当性を監査する。

(監査報告)

第12条

1 監事は、日常の監査を踏まえ前条の監査を経て法令の規定に従い、監査報告を作成する。

2 前項の監査報告には、作成年月日を付し、監事全員が記名押印をするものとする。

3 監事は前2項の規定により作成した監査報告を理事に提出する。